

基本方針3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

1. 現状と課題

【地球温暖化】

◇地球温暖化は、二酸化炭素やメタンガスなど温室効果ガスの大気中濃度の上昇によって引き起こされると考えられます。特に二酸化炭素は、市民生活や事業活動における化石燃料（石油・ガスやこれらをもとにつくられる電気など）の使用による排出量が多くなっています。

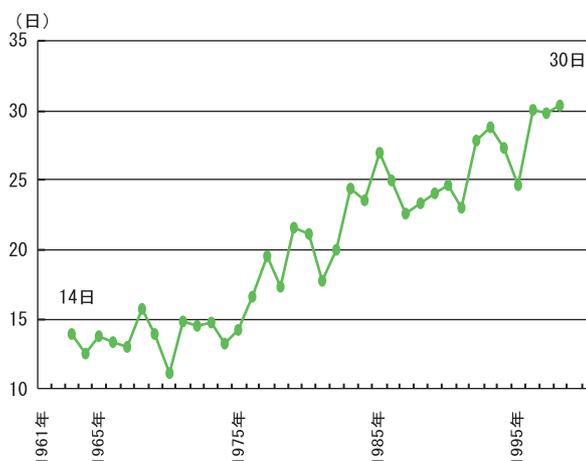
◇地球温暖化により、海面上昇による沿岸地帯の低地の水没、生態系の構造変化、農業生産への影響など、自然環境や生活環境への様々な影響が予測されています。

【ヒートアイランド現象】

◇西東京市は、東京都区部に隣接する市街化の進んだ地域に位置していることから、都心部のヒートアイランド現象とも大きな関わりがあるといえます。平成14年（2002年）の夏季でみると、東京都では区部の中央から北部にかけて30℃を超える時間が長く、一方で、海岸地域は比較的涼しいという結果になっています。

◇ヒートアイランド現象への対策としては、省エネルギーの推進や緑地の確保などが有効といわれており、東京都でも屋上緑化や透水性舗装、街路樹の再生などの対策を進めているところです。西東京市においても、具体的な取り組みを展開していくことが重要といえます。

東京の熱帯夜の日数



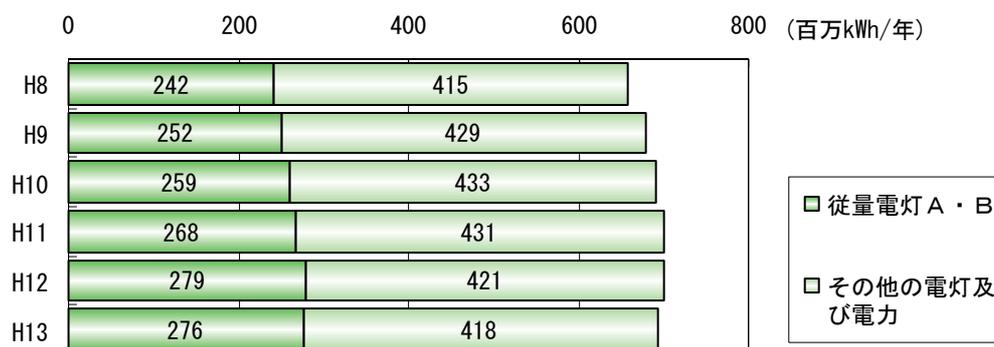
資料：気象庁

出典：東京都ホームページ

【エネルギー利用】

- ◇西東京市全体での電力使用量は、平成 13 年度（2001 年度）で約 6.9 億 kWh であり、一般家庭分（従量電灯 A・B）は増加傾向にあります。
- ◇公共施設においては、太陽エネルギー利用設備の導入が進められています。
- ◇市民生活や事業活動による電気・ガスなどのエネルギー使用量を減らし、温室効果ガス排出量の削減を目指す必要があります。

電力使用量



資料：東京電力

【ごみ収集処理】

ごみ収集の実施

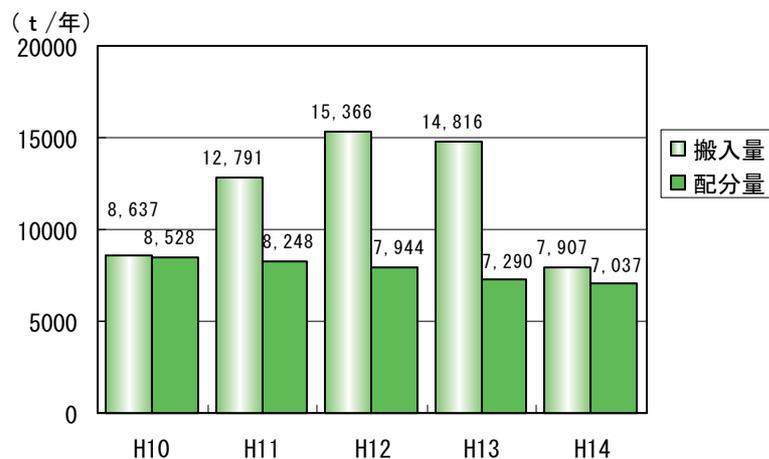
- ◇現在のごみ集積所は約 5,000 か所（1 か所 15 世帯程度が基準）ありますが、新たな住宅の建設などにより、集積所も増加傾向になっています。ごみ集積所の維持管理は、利用している住民が中心となって行うことが原則です。
- ◇ごみ処理の効率化を図るには、ごみの分別や集積所への出し方を正しく行うなど、ごみを排出する市民の意識を高めることが重要となります。

ごみ処理の実施

- ◇家庭からの一般廃棄物は市が収集後、3市（西東京市・清瀬市・東久留米市）で運営している柳泉園組合に運び、可燃物（燃やせるごみ）は焼却し、不燃物（燃やせないごみ）は破碎処理しています。その他プラスチック類のうち軟質系プラスチックについては、現在、柳泉園組合において焼却処理しています。プラスチック類の資源化については、容器包装リサイクル法に基づく取り組みを進めています。

- ◇最終処理は、多摩地域の 25 市 1 町が利用している二ツ塚廃棄物広域処分場（日の出町）で埋め立て処分を行っています。各市町からの搬入量については受け入れの配分量が設定されていますが、西東京市分については近年、配分量を超過している状況です。
- ◇ごみの収集処理方法については、環境保全の面から今後とも最も適切な方法を採用するよう、検討を行っていくことが重要です。可燃ごみは焼却処理していますが、水分を多く含んだ生ごみを焼却するという点では非効率ともいえます。生ごみの資源化を進めるなどにより、焼却に頼らない処理方法を検討していくことが重要となります。

最終処分場搬入量



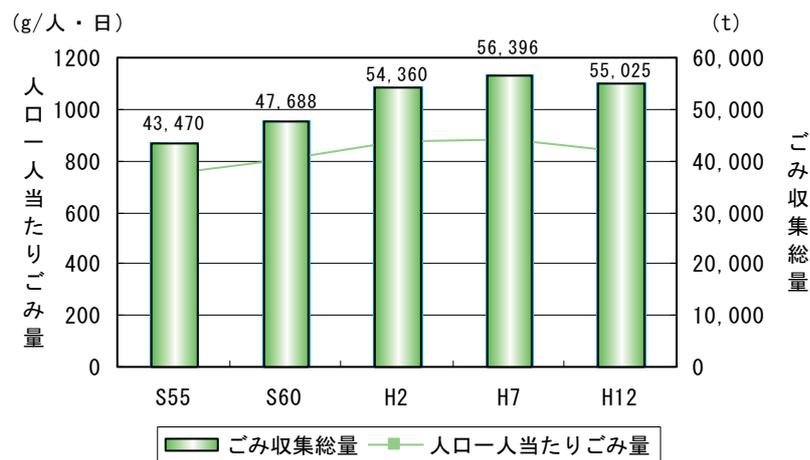
資料：ごみ減量推進課

【ごみ減量】

- ◇一般廃棄物発生量の 20 年間の推移を 5 年ごとにみると、平成 7 年にごみ収集総量及び 1 人当たり発生量のピークが生じましたが、平成 12 年には減少傾向に転じています。
- ◇市民 1 人 1 日当たりのごみの発生量（事業系を含む）は、平成 13 年度（2001 年度）で 826g となっており、東京都全体の 1,191g、全国の 1,114g（いずれも平成 11 年度）と比べると少なくなっています。
- ◇ごみの排出が及ぼす環境への負荷の大きさや資源の有効活用の重要性などを考えると、今後も生ごみの減量やごみの再資源化の推進が求められます。さらにはごみ処理の有料化の検討など、発生量の削減を目指した取り組みを推進することが重要といえます。

◇西東京市では、一般廃棄物全体の量は減少傾向にあります。そのうち事業系可燃ごみについては増加し続けています。この要因としては、自己処理の普及によるステーション排出からの移行と考えられますが、今後は、自己処理を推進していくとともに、より一層事業系ごみ総量の減量化、資源化を図るため、事業者に対して積極的に啓発・指導を行う必要があります。

ごみの量



資料：ごみ減量推進課

【資源の循環利用】

ごみの再資源化

◇平成5年（1993年）に柳泉園リサイクルセンターが完成し、その後古紙・古布やビン、缶、ペットボトル、白色トレーの再資源化が始まりました。リサイクルセンターにおいて、資源物の分類や梱包・圧縮などを行った上で、リサイクル業者に引き渡ししており、引き渡し後、適切に再資源化が図られていることを継続的に確認していく必要があります。

◇生ごみの堆肥化によるごみの減量をより推進するために、生ごみ処理機器購入者に対して助成金を交付しています。また、平成13年（2001年）9月から谷戸町の公団住宅「グリーンプラザひばりが丘南」で総戸数495戸の協力のもと、生ごみの堆肥化処理を行っています。こうした取り組みをさらに進め、生ごみの有効活用を推進することが重要です。

◇公園や街路樹、住宅から排出される剪定枝についても、再資源化を進めていくことが重要です。

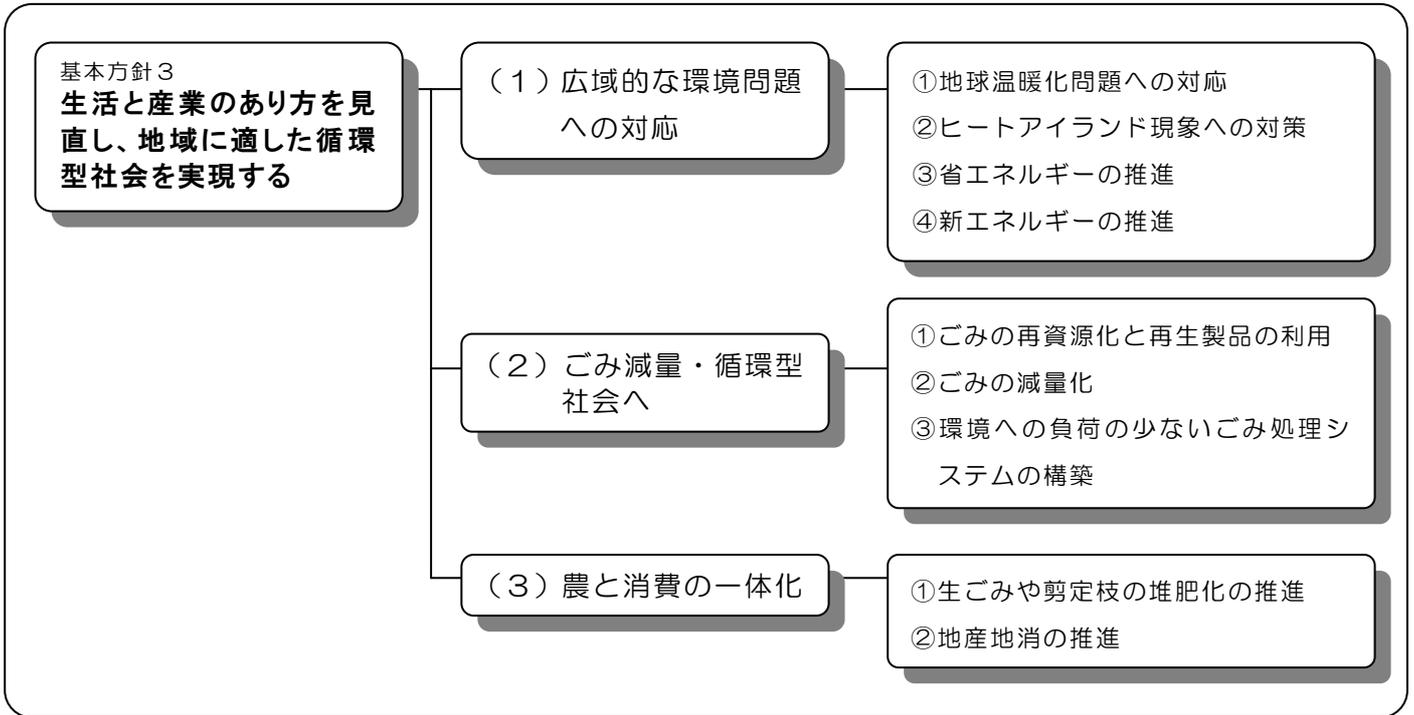
◇その他プラスチック類は、現在は再資源化が行われていませんが、今後、再資源化の方法を検討していく必要があります。

◇ごみの再資源化率（家庭系ごみに占める資源物量の割合）は、平成 14 年度で 19.4%となっています。

不用品の再利用

◇フリーマーケットや、シルバー人材センターの運営によるリサイクルショップなどにおいて、不用品の販売が行われており、このような取り組みを資源の循環利用の観点からも推進していくことが重要といえます。

2. 施策の大綱



基本方針3 - (1) 広域的な環境問題への対応

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。

基本方針3 - (2) ごみ減量・循環型社会へ

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。

基本方針3 - (3) 農と消費の一体化

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。

3. 施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針3-(1) 広域的な環境問題への対応

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。

基本方針3-(1)-①地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策としては、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減に向けて西東京市としての責任を果たしていく必要があり、市、事業者、市民がそれぞれの立場から率先して取り組みを進めていきます。

取り組みの状況については随時、把握・評価を行い、市、事業者、市民が協力しながらさらに取り組みの強化を図ります。

基本方針3-(1)-②ヒートアイランド現象への対策

ヒートアイランド現象の発生状況や地域的特性などの把握に努め、有効な対応策を検討します。特に、緑地の確保やコンクリート・アスファルト舗装の抑制、人工排熱の削減、風の通り道の確保などは、ヒートアイランド対策として有効といわれていることから、効果的な緑地保全の取り組みを中心に対策を進めます。

基本方針3-(1)-③省エネルギーの推進

エネルギー使用による環境への負荷を抑制するために、市民の省エネルギー意識の高揚を図ります。そして、電気・ガス・ガソリンなどの使用量の削減に向けた取り組みを推進します。

基本方針3-(1)-④新エネルギーの推進

太陽エネルギーの有効活用など、市の環境の特性を踏まえた新エネルギー*の利用を進めていきます。

新エネルギー：新エネルギーは、「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」の二つに分類される。本計画で「新エネルギー」とは、このうちの「再生可能エネルギー」を指している。「再生可能エネルギー」は、「自然エネルギー」と「リサイクル・エネルギー」に分けられ、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電などがあげられる。

基本方針 3 - (2) ごみ減量・循環型社会へ

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。

基本方針 3 - (2) -①ごみの再資源化と再生製品の利用

不用となった品物でもそのまま使用することのできるものは希望者に融通するなど、できる限り再使用を進めていきます。再使用できないものについては、再資源化を図るものとし、その他プラスチック類などの再資源化を新たに実施するなど、再資源化の推進に向けた新たな取り組みや手法の検討も進めていきます。

さらに、資源循環について市民意識の啓発を行うなどにより、グリーン購入*など、環境に配慮した製品の流通を促していきます。

また、より一層の再資源化の推進に向けて、情報の交換など、ごみの排出者と再資源化を行う事業者との連携強化を図ります。

基本方針 3 - (2) -②ごみの減量化

ごみは適切に処理を行ったとしても環境に大きな負荷を与えるものであることから、ごみの排出量の削減を目指した取り組みを進めます。

まず、ごみ減量を推進していくための方策を検討した上で、市、事業者、市民それぞれの取り組みを進めるとともに、ごみ減量に関する市民意識の醸成や事業所からのごみ減量化の促進などを図ります。

基本方針 3 - (2) -③環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

市民へのごみ排出ルールの徹底や、市による適切なごみ収集・処理の実施に努めるなど、ごみ収集から最終処分まで、最適なごみ処理システムの構築を進めます。

なお、資源物のリサイクルについては、リサイクルコストも踏まえて検討を行った上で推進するものとします。

事業者においては、製造・販売物の廃棄時における環境への負荷を考慮することなども含め、環境への負荷の少ない製品の製造販売を進めていきます。

グリーン購入：商品の購入やサービスの利用に際し、価格・機能・品質等だけでなく、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に選択し、購入するもの。これを進めることで、環境保全に配慮した商品の市場を広げることができる。

基本方針 3 - (3) 農と消費の一体化

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。

基本方針 3 - (3) - ① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進

家庭や事業所から排出される生ごみ、剪定枝や落ち葉などについては、堆肥化による利用や土壌の改良への利用など、資源として有効活用を進めます。

堆肥化に関しては、活用に取り組む農家の確保を図りながら進めていくものとします。

基本方針 3 - (3) - ② 地産地消の推進

農産物直売所の設置、学校給食への地場産農産物の利用拡大など、地元でとれた農産物を地域内で消費する地産地消*の取り組みを進めていきます。



地産地消：地元生産、地元消費を略した言葉で、地元で生産された農産物を地元で消費するという意味で使われている。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現 状 (平成 14 年度値)	目 標 (平成 25 年度)
1人1日当たりのごみ排出量(市収集分)	713g * ごみ減量推進課資料をもとに算出	663g 以下 ※西東京市一般廃棄物処理基本計画による
リサイクル率	19.4% * ごみ減量推進課資料をもとに算出	35%以上 ※西東京市一般廃棄物処理基本計画による
最終処分場搬入量	7,907t * ごみ減量推進課による	大幅な削減
市内でのエネルギー使用量 電 気 都 市 ガ ス 上 水 道	電 気： 694.5GWh 都 市 ガ ス： 4,665 万 m ³ 上 水 道： 1,905 万 m ³ (電気のみ平成 13 年度値) * 電気は東京電力(株)、都市ガスは東京ガス(株)、上水道は水道部による	各項目現状より 10%削減
公共施設での自然エネルギー利用状況	4 か所	今後、目標値を設定
市の事務事業による二酸化炭素排出量	* 地球温暖化防止計画において算出・目標値設定する	今後、目標値を設定



(3) 各主体の取り組み

基本方針3-(1)-①地球温暖化問題への対応

市の取り組み

- 省資源、省エネルギー、グリーン製品の利用などを進めるため、事業者や市民の意識の高揚を図ります。
- 家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステム*の導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。
- 国や東京都の施策を踏まえながら、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を検討し、地球温暖化防止計画を策定します。
- 市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組みます。

事業者の取り組み

- ◆省エネルギーなど、温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。
- ◆温室効果ガスの排出の少ない製品の製造、販売、利用を行うなど、事業展開の中で、環境保全、環境負荷低減の視点を取り込みます。
- ◆環境報告書などの作成により、環境問題への取り組み状況などを把握し、広く公表します。
- ◆環境マネジメントシステムの導入により、経営理念・経営目標の中に環境保全を位置づけ、取り組みを進めます。
- ◆製造や処理の際の環境負荷が低く、また循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。

市民の取り組み

- 省エネルギーなど、温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。
- 市や事業者の環境保全の取組に関して、協働して評価を行います。
- 製造や処理の際の環境負荷が低く、また循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。

基本方針3-(1)-②ヒートアイランド現象への対策

市の取り組み

- ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを把握します。
- ヒートアイランド現象に対する有効な対応策を検討します。
- 緑地の保全を進めます。
- 水循環の確保に向けた取り組みを進めます。
- 省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。

事業者の取り組み

- ◆緑地の保全を進めます。
- ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。
- ◆省エネルギーの推進により、事業所などからの排熱を削減します。

市民の取り組み

- 緑地の保全を進めます。
- 水循環の確保に向けた取り組みを進めます。
- 省エネルギーの推進により、住宅などからの排熱を削減します。

環境マネジメントシステム：経営方針の中に環境に関する方針を採り入れ、計画から運用までの一連の環境管理の取り組みを実施するための、組織や責任、実務、手順などのシステム。

基本方針 3 - (1) - ③省エネルギーの推進

市の取り組み

- 家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。
- 省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。
- 省エネルギーの取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた計画を策定します。

事業者の取り組み

- ◆近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。
- ◆自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。
- ◆アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを従業員に徹底します。
- ◆過度の照明を控えたり、冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。
- ◆ガスや石油燃料などを大切に使います。
- ◆省エネルギーの推進に向けて事業所としての取り組みの方針を定めます。

市民の取り組み

- 近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。
- 自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。
- アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを実践します。
- 環境家計簿*をつけるなどにより、エネルギー利用に関する理解を深めます。
- 過度の照明を控えたり、冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。



環境家計簿：電気・ガス・水道などの光熱費、食品容器の使用量やごみの量などを記入することで、家庭からの二酸化炭素の排出量が算出できるように作られた家計簿。二酸化炭素の排出量に関する意識を高め、各家庭からの排出削減のための省エネ等の取り組みを促すものである。

基本方針 3 - (1) - ④新エネルギーの推進

市の取り組み

- 事業者や市民の、太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、導入への意識を啓発します。
- 太陽光発電*の設置の効果などについて、市民モニターなどによる調査を検討します。
- 公共施設における太陽光発電、太陽熱利用*設備の設置や、天然ガス自動車の導入など、庁内での新エネルギーの利用を進めるとともに、導入コストと効果などの検証を行います。
- 柳泉園でのごみ焼却熱の利用効率の向上を図ります。
- 家庭や事業所における燃料電池発電*など、環境負荷の少ない新たな電力供給システムの普及に向けた検討を進めます。

事業者の取り組み

- ◆事業所に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。
- ◆グリーン電力基金*への参加などにより、新エネルギーの推進に貢献します。
- ◆燃料電池やコジェネレーション設備*など、新エネルギー利用に向けた新たなシステムの導入を検討します。

市民の取り組み

- 自宅に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。
- グリーン電力基金への参加などにより、新エネルギーの利用を行います。

太陽光発電：光エネルギーを直接電気エネルギーに変える発電方式。技術的には実用化レベルにあり、すでにさまざまな施設で導入されているが、商用電源に比べて経済性はまだ低い。

太陽熱利用：太陽のエネルギーを給湯などに利用するシステム。現在、自然循環式と強制循環式の温水器が開発されており、家庭などで普及しているのは自然循環式の太陽熱温水器である。

燃料電池発電：メタノールなどから取り出した水素に空気中の酸素を化学反応させて電気と水を取り出す発電装置で、原理や動作温度の違いにより固体高分子型（PEFC）、リン酸型（PAFC）などさまざまな種類がある。PEFCの中でも電解質に固体の高分子を使ったプロトン交換膜型燃料電池（PEM）は、自動車の動力源のほか家庭用電源として小型化・高効率化の研究開発が進められ、分散型発電の旗手として期待されている。

グリーン電力基金：グリーン電力基金とは新エネルギー普及のための応援基金である。太陽光発電や風力発電等の新エネルギー発電を支援するため、希望者の寄付金を電気料金とともに収納し、設備への助成金として配分するものである。

コジェネレーション設備：発電とともに発生する廃熱（余熱）を有効に活用する自家発電システム。発生した熱をそのまま環境中に排出してしまう既存の火力発電所の熱効率は40%程度であるのに対して、コジェネレーションの場合は80%以上の熱効率が可能である。その廃熱は給湯や冷暖房などに利用され、石油や天然ガスなどの一次エネルギーの消費を半分近くまで抑えることができる。

基本方針 3 - (2) - ①ごみの再資源化と再生製品の利用

市の取り組み

- 粗大ごみとして収集したもののうち再使用できるものは希望者に融通したり、再資源化やごみ処理に関する市民意識を啓発したりするための場として、(仮称)リサイクルプラザを建設します。
- 不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。
- 不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。
- その他プラスチック類については、柳泉園組合及びその構成自治体と協議しながら、容器包装リサイクル法に基づいた新たな分別収集、再資源化を検討します。
- 再資源化の推進に向けて、リサイクルコストも踏まえて、資源物の回収方法、分別方法などの見直しを検討します。また、その結果に応じて、適切なおみの分別収集を実施します。
- 市民団体や自治会、集合住宅、学校などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。
- 廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。

事業者の取り組み

- ◆中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。
- ◆資源物の分別を徹底します。
- ◆廃棄物は可能な限り再資源化を行います。
- ◆使用する物品や利用するサービスは、製造や処理の際の環境負荷が低く、循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。
- ◆リサイクルしやすい製品の製造、販売を行います。

市民者の取り組み

- 不用になったものでまだ使えるものは、リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用して、希望者にわたします。
- 中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。
- 資源物の分別を徹底します。
- 市民団体や自治会、集合住宅単位などで資源物集団回収を実施します。
- 製造や処理の際の環境負荷が低く、循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。



基本方針 3 - (2) - ②ごみの減量化

市の取り組み

- ごみの減量化に向けた事業者や市民とのネットワーク組織の構築を検討します。
- ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。
- ごみの減量と再資源化を促進するため、家庭ごみの収集に関して、指定袋制度や有料化について、その効果などを検証した上で、慎重に検討します。
- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。
- ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、事業者や市民へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。
- ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。
- 事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。

事業者の取り組み

- ◆過剰包装をやめるなど、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法を実践します。
- ◆買い物袋持参者にはポイントを与えるなど、消費者に対して、ごみ減量を働きかけます。
- ◆すぐにはごみになりにくく、長く使える商品の製造、販売に努めます。
- ◆家電製品等の耐久消費材を消費者が長く使うことができるよう、修理を行うなどのサポートを行います。

市民の取り組み

- 買い物袋を持参し、レジ袋を断ります。
- 必要のないものをむやみに購入しないようにします。
- 過剰包装の商品や使い捨て製品は買うのをなるべく控えます。
- 買い物袋持参運動などを通じて、消費者の立場からごみ減量に関して事業者に働きかけます。
- 簡易包装などの取り組みを進めている商店を利用します。
- 家具や電化製品は壊れても修理し、長く大切に使います。
- 不用品リサイクルなどを利用していきます。

基本方針 3 - (2) - ③ 環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

市の取り組み

- ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ごみ収集に関して、効率のよい収集車のルート設定や、収集車の低公害車への転換などを進めます。
- 焼却処理の際は、適切な運転管理や設備の保守などにより、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。
- ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分の量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。
- 柳泉園組合から排出される焼却灰及び不燃物は、可能な限り再資源化を進め、再資源化などによる利用が困難なものについては、二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。

事業者の取り組み

- ◆ごみの分別・排出・処理を正しく行います。
- ◆産業廃棄物*の処分は適切に行い、最終処分されるまできちんと管理します。
- ◆製品の製造、販売に当たっては、LCA（ライフサイクルアセスメント）*の実施などにより、エネルギー負荷、環境コストの換算を行い、環境への負荷の少ない製品の製造販売に努めます。

市民の取り組み

- ごみの分別・排出は、市のルールに従って適切に行います。
- ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ごみ集積所を、利用者によって清潔に維持します。
- 有害物質が発生したり、近隣へ迷惑となったりすることもあるため、ごみの自家焼却はしません。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」などと定められ、原則として事業者自らの責任で適正処理しなければならない。収集運搬や処理を許可業者に委託する場合は、不法投棄などの不適正処理を防止するため事業者は管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

LCA：その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などの全ての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

基本方針 3 - (3) - ① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進

市の取り組み

- 家庭の生ごみの堆肥化を進めるため、コンポストなど生ごみ堆肥化機器の購入の助成を行います。
- 市の施設等から発生する生ごみや剪定枝については、堆肥化やチップ化などによる活用を進めます。
- 地域ぐるみで生ごみ回収、堆肥化の取り組みをモデル地区で実施するとともに、その効果や課題などを検証しながら、生ごみの収集、堆肥化の全市的な展開を検討します。
- ごみ収集の有料化検討に合わせて、家庭からの剪定枝や生ごみを資源物として収集し、再資源化するシステムを、モデル地区による試行なども含め検討します。
- 農薬や化学肥料の使用を控えた農業を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、地元農家での活用を働きかけます。

事業者の取り組み

- ◆事業所から発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化処理を行います。
- ◆農業における堆肥の活用を進めます。

市民の取り組み

- 生ごみ堆肥化機器の設置などにより、生ごみや剪定枝などの処理を行います。
- 地域で生ごみの資源化を行っている場合は、生ごみを分別して収集に出します。

基本方針 3 - (3) - ② 地産地消の推進

市の取り組み

- 学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。
- 小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。
- 農産物直売所の設置を検討します。
- 市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。

事業者の取り組み

- ◆地場産農産物の地域での消費を進めるため、新たな直売施設、共同直売所の設置についての検討を行います。
- ◆地場産農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。
- ◆農家は、小売店や学校給食などでの地場産農産物の取扱いを働きかけます。
- ◆地場産農産物の販売経路を、産直契約制度などにより確保します。
- ◆地場産農産物について、製造コスト・輸送コストを含め、物流のエネルギーコストなどを検討します。

市民の取り組み

- 買い物の際は地元の農産物を積極的に利用します。
- 小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。
- 地場産農産物を、産直契約制度などにより購入します。